第六号様式記載要領24を同様式記載要領25とし、同様式記載要領23を同様式記載要領24とし、同様式記載要領22を同様式記載要領23とし、同様式記載要領21中「利子割額⑯」を「利子割額⑰」に改め、同様式記載要領21を同様式記載要領22とし、同様式記載要領20中「中間納付額㉕」を「中間納付額㉖」に改め、同様式記載要領20を同様式記載要領21とし、同様式記載要領19中「税額㉔」を「税額㉕」に改め、同様式記載要領19を同様式記載要領20とし、同様式記載要領18中「（法人税の明細書（別表４の２付表）の(42)）㊻」を「（法人税の明細書（別表４の２付表）の(42)）㊼」に改め、同様式記載要領18を同様式記載要領19とし、同様式記載要領17中「㊸のうち見込納付額㊹」を「㊹のうち見込納付額㊺」に改め、同様式記載要領17を同様式記載要領18とし、同様式記載要領16中「地方法人特別税額㊽」を「地方法人特別税額㊾」に改め、同様式記載要領16を同様式記載要領17とし、同様式記載要領15中「地方法人特別税額㊼」を「地方法人特別税額㊽」に改め、同様式記載要領15を同様式記載要領16とし、同様式記載要領14中「㊿のうち見込納付額㊺」を「㊺のうち見込納付額㊻」に改め、同様式記載要領14を同様式記載要領15とし、同様式記載要領13中「第９条」を「平成28年改正法附則第５条」に改め、「欄は、」の次に「地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第２号）附則第８条第２項から第５項までの規定による事業税額の控除の適用を受ける法人については」を、「金額を」の次に「記載し、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）附則第５条第２項から第５項までの規定による事業税額の控除の適用を受ける法人については第６号様式別表５の７の「③が30億円以下の場合の控除額⑧」の欄の金額又は「③が30億円超40億円未満の場合の控除額⑲」の欄の金額を」を加え、同様式記載要領13を同様式記載要領14とし、同様式記載要領12を同様式記載要領13とし、同様式記載要領11中「仮計⑪」を「仮計⑫」に、「当期控除額⑫」を「当期控除額⑬」に改め、同様式記載要領11を同様式記載要領12とし、同様式記載要領10中「第145条」を「第144条の８」に改め、同様式記載要領10を同様式記載要領11とし、同様式記載要領９を同様式記載要領10とし、同様式記載要領８中「法人税額⑤」を「法人税額④」に、「個別帰属法人税額⑥」を「個別帰属法人税額⑤」に、「法人税額⑧」を「法人税額⑦」に改め、同様式記載要領８の次に次のように加える。

９　道府県内に恒久的施設を有する外国法人にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄から「利子割額の控除額⑪」の欄までは記載しないこととし、「差引法人税割額⑫」の欄に第６号様式別表１の２の「計⑩」の欄の金額を記載すること。